

第51回

弁護士からみた
環境問題の深層

津田 絢子

LM総合法律事務所 弁護士／
日本CSR推進協会・環境法専門委員会委員

繊維産業におけるサステナビリティ

衣類品の大量廃棄がかねて問題になっている。国外では、衣料品の大量生産、大量消費に歯止めをかけるべく、繊維産業におけるサステナビリティについて、法的拘束力を伴う政策が実施されている。日本では、2024年6月25日に経済産業省から、繊維産業におけるサステナビリティの推進に向けた「中間とりまとめ」等が発表された。今後、繊維産業においては、2030年の持続可能なターゲットイヤーに向けて、自社が何をすべきかを考え、繊維to繊維のサステナビリティへの工夫や取組みを強化すべきである。

はじめに

繊維産業をとりまく環境は、1990年代から現在に至るまで大きく変化した。1990年代からファストファッションが、近年では、より低価格なウルトラファストファッションまで登場している。低価格での衣料品供給に伴い、衣料品の大量消費の勢いは増している。

国外では、未利用繊維製品の廃棄禁止など、繊維産業におけるサステナビリティが進んでいる。国内では、2024年6月25日に経済産業省の産業構造審議会の製造産業分科会・繊維産業小委員会から繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ（以下、「中間とりまとめ」という。）が発表され、あわせて「繊維製品における資源循環ロードマップ」（以下、「資源循環ロードマップ」という。）、「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」（以下、「情報開示ガイドライン」という。）も公表された¹⁾。本稿では、これらを踏まえて、日本の繊維産業におけるサステナビリティについて考察する。

1. 日本の繊維産業

繊維産業（繊維工業ともいう）は、化学繊維製造業、繊維工業（テキスタイル製造業）、衣料・身の周り品製造業（アパレル製造業）に繊維品卸業、小売業に加え、総合商社や百貨店の繊維部門をも含み、広汎な意味で用いられる。

繊維産業の特徴は、製品化までの各工程が分業体制により細分化された、多段階構造の長いサプライチェーンにあ

る。また、衣料品であれば季節性商品であること（春夏、秋冬）、毎シーズンごとのトレンドがあること、輸入製品との価格競争に強くさらされていることも、特徴的である。

2. 国内の繊維産業におけるこれまでのサステナビリティに対する認識

2.1 政策や業界における認識

国内の繊維産業は、戦後復興期やこれに続く高度成長期において輸出産業として位置づけられ、その後、国際競争力の強化が求められる中、価格競争にさらされながらも、国際競争力を持った差別化製品を生み出すべく、繊維産業政策や中小企業政策の下で発展してきた。

繊維産業において、サステナビリティが語られるようになったのは、この10年である。2015年9月の国際サミットで採択された持続可能な開発目標（いわゆる「SDGs」）を受け、かねて衣料品の廃棄が問題視されてきたグローバル・ファッション業界においても、2018年12月に「ファッション業界気候行動憲章」が発表された²⁾。

2019年、世界貿易開発会議において、ファッション業界が、世界で第2位の汚染産業であると指摘され、ファッション産業界は環境問題に本格的に取り組むようになる³⁾。日本繊維産業連盟においてサステナビリティセミナーが開催されたのもこの年である⁴⁾。

環境省は、2020年度から日本で消費される衣服と環境負荷に関する調査を実施しているところ⁵⁾、衣料品の輸入

が増加し、低価格が顕著になり、市場の変化により国内の繊維産地のサプライチェーンが毀損されつつある。これと並行して、2021年11月、経済産業省は「産業構造審議会製造産業分科会繊維産業小委員会」を設置し、2022年5月に、2030年に向けた今後の産業政策として、新たなビジネスモデルの創造、海外展開による新たな市場獲得、技術開発による市場創出の3つの戦略分野、サステナビリティの推進、デジタル化の加速の2つの横断分野を設定した⁶⁾ (図1)。

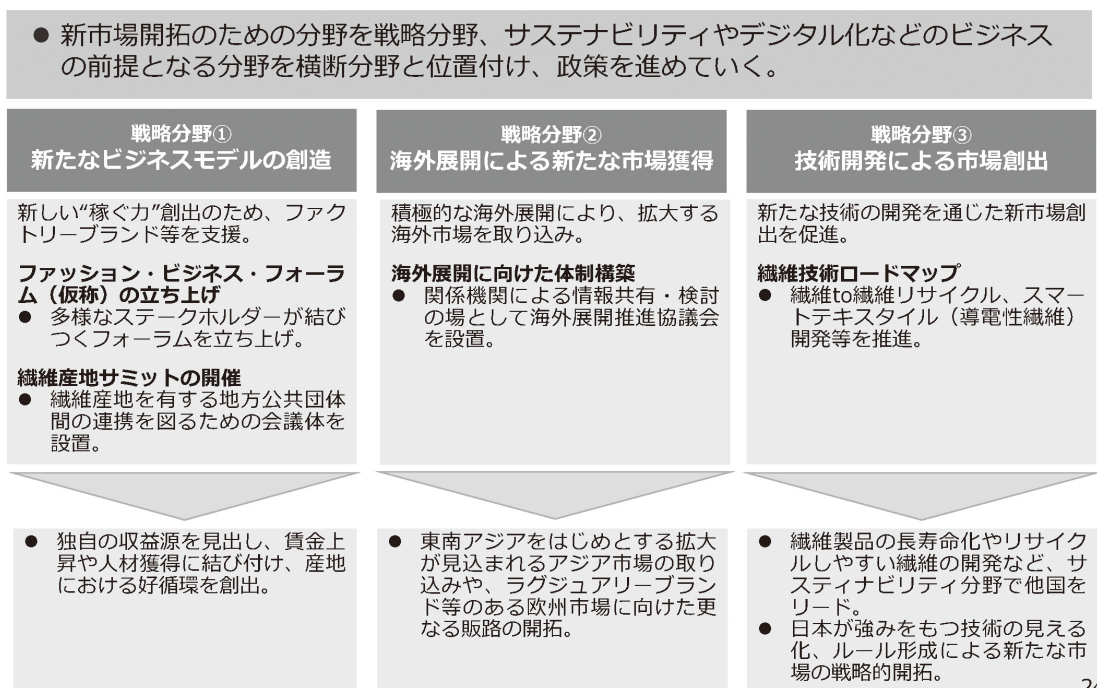
繊維産業に係る産業政策として「サステナビリティ」が前面に掲げられたのはこのときがはじめてと思われる。

2.2 2006年頃から2020年頃までの各企業の取組み

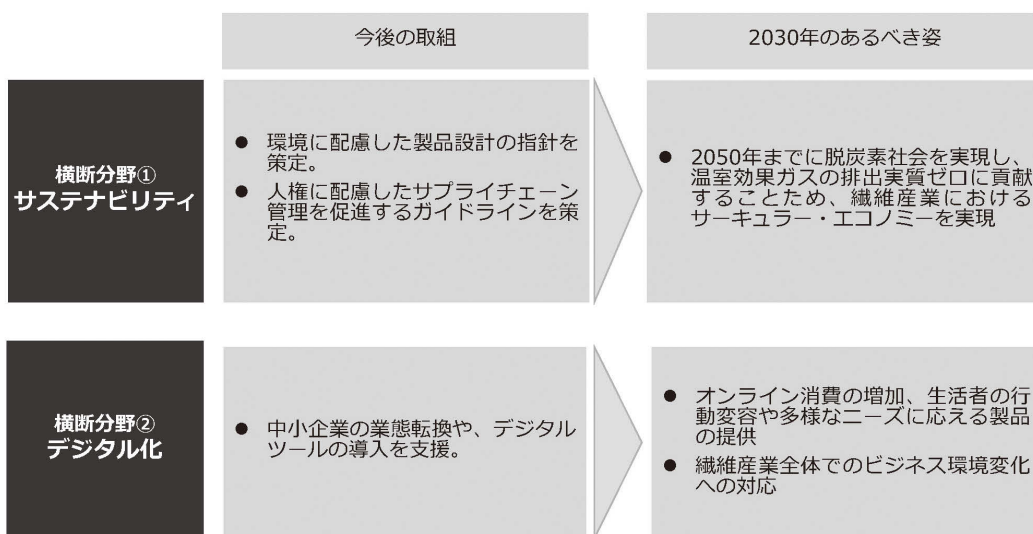
長年、衣料品の廃棄はゴミ問題の一つとして認識されてきたことから、業界内においても、例えば、株式会社ユニクロでは、2006年から、株式会社良品生活では、2010年から、客が使い終わった自社製品を店内の回収ボックスで回収するという廃棄量削減への自主的取組みがされてきた。

回収された衣料品は、国外に寄付されたものの、各所では手つかずの状態で放置されている状況であるとの問題も指摘されていた。

今後の繊維産業政策



24



25

図1 今後の繊維産業政策

(出典：「産業繊維の状況と2030年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」の概要 2022年7月27日製造 産業局生活製品課)

このような状況や2015年のSDGsの採択等を踏まえ、各企業は、社会的責任を果たすべく、また企業のブランドイメージをよりよいものにするため、大量廃棄削減への自主的取組みを進めてきた。

2.3 対策の必要性の加速化

もっとも、こうした取組みによっても、2022年における国内新規衣類供給量は79.8万トン、廃棄は48.5万トンにも上る⁷⁾。大量生産、大量消費は、ファストファッションよりも低価格なウルトラファストファッションが登場するなどして、加速する一方である。

このような状況に鑑み、経済産業省は、2024年6月24日、「中間とりまとめ」を発表され、同時に2030年を目標年に設定した「資源循環ロードマップ」及び「情報開示ガイドライン」を発表した。以下、これらの内容を整理する。

3. 「中間とりまとめ」の概要

「中間とりまとめ」においては、環境配慮等のサステナビリティの対応について、EU、フランスの政策動向を踏まえた国内の政策動向も参照し、これまでの取組みの反省点を踏まえた具体的な環境配慮のあり方が指摘されている。

3.1 EUにおける政策動向

欧州委員会は、2022年3月30日、循環型経済に関する政策の一環として、持続可能な循環型繊維製品戦略（繊維戦略）を発表し、①2030年までにEU域内で販売される繊維製品について、耐久性があり、リサイクル可能で、リサイクル済み製品を大幅に使用し、危険な物質を含まず、労働者の権利などの社会権や環境に配慮したものにするとの目標を設定し、②企業から消費者等に対する情報提供の義務化、③過剰生産・過剰消費からの脱却、④未使用繊維製品の廃棄の抑制、⑤拡大生産者責任の見直し、⑥グリーンウォッシュ規制等について、具体的な取組みを提言した。

その具体的な政策として、2024年6月28日に、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則（EU）2024/1781」（通称、「ESPR」）が公布され、ほぼ全商品について、エコデザイン要件全商品を対象に持続可能性要件（耐久性、修理可能性、リサイクル可能性等）を定める他、サプライチェーンのデータをデジタル管理する「デジタル製品パスポート」（DPP）を導入することとされた。また、売れ残り製品破棄防止に向けて、「売れ残り製品に関する情報開

示義務」を導入し、付属書Ⅶのリストに記載されている製品の破棄は、大企業については2026年7月16日から、中小規模企業については2030年7月19日から禁止することとした⁸⁾。

3.2 フランスにおける政策動向

フランスでは、2020年2月に施行された「廃棄物と循環経済との闘いに関する法律」（AGEC法）に基づき繊維製品の環境負荷低減に向けた取組みがされている。AGEC法においては、①2022年1月1日以降の繊維製品の売れ残りの商品の廃棄禁止、②繊維製品の再利用、リサイクル、寄付の義務付け（罰金1,500ユーロ）、③生産者や輸入業者に対する修理促進のための基金の立ち上げの義務付け、④消費者への情報提供が定められている。③については、2023年10月から、「エコ・オーガニズム」（非営利団体）が運営する基金運営団体「RE_fashion」による衣料品・靴の修理費の支援制度が開始された。生産企業・輸入業者が基金に対し資金を拠出し、修理される衣料品・靴の量を2028年までに35%引き上げることを目指している。④については、グリーンウォッシュが疑われる環境主張を禁止するため「生分解性」「環境に優しい」といった表現や、これに類する表現を記載したラベリング・表示も禁止されている。

その他、ウルトラファストファッションに対する規制として、2024年3月の「繊維産業の環境への影響を軽減することを目的とした法律案（2024年法第2129号）」は、消費をあおる低価格を記載した広告を禁止し、違反した場合には1製品あたり最大10ユーロの罰金を科す内容となっている。

3.3 国内における政策動向

国内では、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「循環型社会形成推進基本計画」が定められ、これが繊維製品を含む資源循環の制度的枠組みの一つとなっている。2024年8月2日に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成に向けた取組みの中期的な方向性における「製品ごとの方向性」として、繊維製品（ファッション）が挙げられた。また、2023年3月に経済産業省がとりまとめた「成長志向型の資源自律経済戦略」⁹⁾においても、衣類、繊維の分析が行われており、特にトレーサビリティデータの取得が目指すべき方向性として取り上げられている。

3.4 国内におけるサステナビリティへの対応

これらを踏まえ、「中間とりまとめ」においては、①衣料品の回収量の増加に向けた制度整備、②資源循環システム構築に資する技術基盤、③繊維製品における環境配慮設計、④情報開示の推進とグリーンウォッシュへの対応、⑤適量生産・適量消費の5項目について、今後の取り組むべき課題、方向性及び目標が整理されている。以下、その要点を確認する。

(1) 衣料品の回収量の増加に向けた制度整備

ア 回収量が伸び悩んだ原因

もっぱら再生利用の目的となる「古繊維」（昭和46年10月16日付け通達）は、「専ら物」として、一般廃棄物及び産業廃棄物ともにこれらを収集・運搬する場合、廃掃法上の業の許可を要しない。もっとも、化学繊維など繊維の多様化により、「再生利用が可能か否か」の判断が困難であること、不法投棄等の防止のため、許可不要としうる場合は、回収した故衣料品を受け入れ、かつ、再生利用ができる場合に限られていたことから、衣料品の回収が難しい要因となっていた。

イ 対策

そこで、専ら物の取扱いについては、自治体が再生利用可能か否かを判断しやすくするため、環境省が自治体や事業者のグッドプラクティスを収集・整理し、古繊維の再生利用を有する技術を有した事業者の情報を自治体に発信する仕組みを整備することとしている。

2024年5月29日に公布された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（再資源化事業等高度化法）は、再資源化事業等の高度化の促進をするための基本方針の策定、高度化の促進に関する廃棄物処分業者の判断基準事項の策定・公表、取組みの認定制度等を定め、認定の効果として、廃掃法上の業・施設設置の許可を要しないとする廃掃法の特例を定めている。施設設置許可の特例は、これまでのリサイクル法にはなかったものである。

また、自治体や事業者による衣料品回収への参画を促し、2030年時点において、家庭から捨てられる衣料品のうち、廃棄されるもの（2020年度比で25%（約12万トン））を削減することを目標としている。

(2) 資源循環システム構築に資する技術基盤の整備（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における取組み）

環境に配慮した繊維粗素材の安定供給のために、繊維製品の水平リサイクルによるクローズドループの構築が必要

不可欠であるとして、手放された衣料品の「分別・再生」に関して、廃繊維から粗素材を生成し、再資源化を図る「繊維to繊維リサイクル」の取組みが進展している。

また、故衣料品のリユース、リサイクルに応じた分別、素材ごとの選別は手作業で行われているところ、自動選別技術の開発やそのために必要となるトレーサビリティ情報管理技術が必要であると指摘されている。2023年度には、経済産業省国際標準化事業においては、「ICタグ活用による衣料製品トレーサビリティ情報のデジタル化に関する標準調査」が実施された。将来的にはEUのデジタル製品パスポートに代表される繊維製品の情報管理と、情報を活用した効率的な選別のルールメイキングを進める。

その他、複合素材繊維の分離技術による再資源化やリサイクルプロセスの環境負荷低減の技術も進んでいる。

このような技術開発等を引き続き推進し、廃繊維から繊維製品という可能性を広げ、回収量を増加させ、2030年度において5万トンの廃繊維を原料として、リサイクル繊維を生産できる体制を構築することを目標としている。

(3) 繊維製品における環境配慮設計の推進

これまで、繊維製品の「設計・製造」に関する環境配慮等に表示ルールや評価手法は未整備であったことから、2024年3月に「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」（以下、「環境配慮設計ガイドライン」という。）が策定された。欧州等の制度も踏まえながら、環境配慮設計のJIS（国内規格）・ISO（国際規格）化させ、まずは2024年度よりJIS原案の策定を開始し、並行して2026年よりISOへの提出等を目指す。

2030年度においては、「環境配慮設計ガイドライン」に記載された環境配慮項目に則って事業活動を行う繊維・アパレル企業を全体の80%まで拡大させることを目指している。

(4) 情報開示の推進とグリーンウォッシュへの対応

環境に配慮された製品を普及させるためには、製品の「販売」を担うアパレル企業等における、消費者等への環境配慮情報の開示も重要であるとされ、2024年6月に「情報開示ガイドライン」が策定された。

また、グリーンウォッシュのリスクを排除するために、「環境配慮設計ガイドライン」に基づき設計・製造された製品について、準拠性を確認できる仕組みの構築等の検討を行うこととされる。2026年度を目処として、国内大手のアパレル企業における情報開示を徹底し、2030年度に向けて、国内の主要なアパレル企業における情報開示率を100%にすることを目指している。

繊維製品における資源循環ロードマップ

2040年度の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成を目指し、そのためのKPIを設定。まずは、それぞれの項目で2030年度をターゲットイヤーとした個別目標を達成していく。

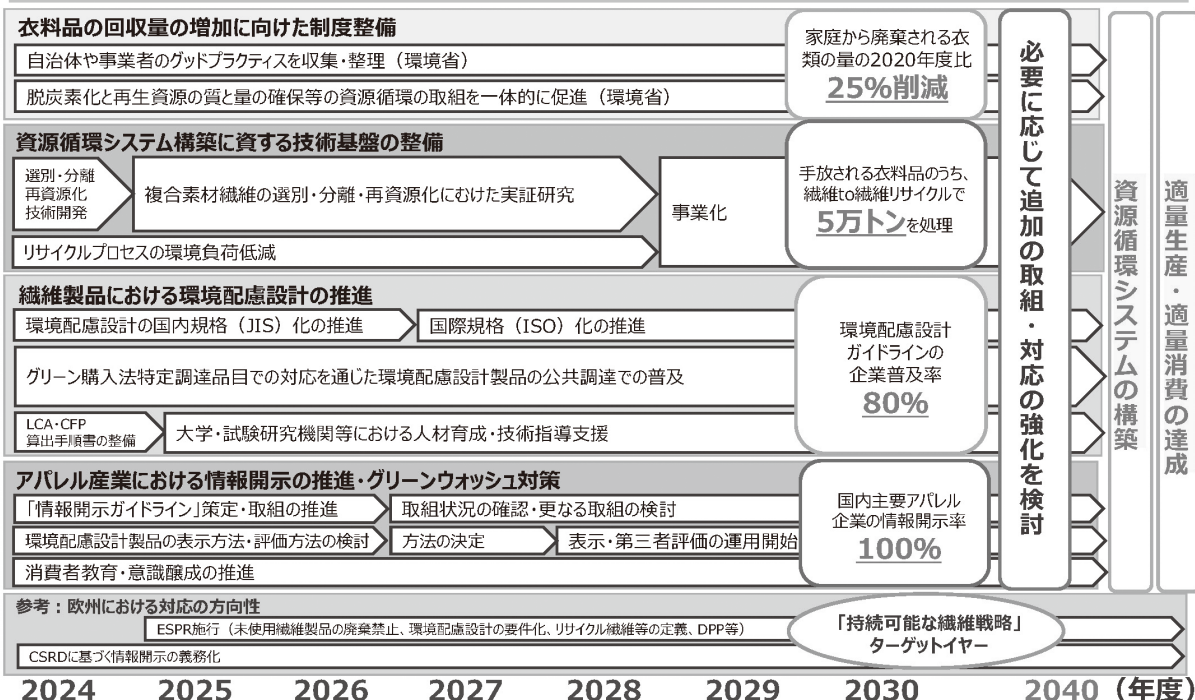


図2 繊維製品の資源循環ロードマップ

(5) 適量生産・適量消費に向けた取組みの方向性

リペア、リユース等に耐えうる、上質で長時間の使用が可能な製品、使用済みの衣料品を活用したリサイクル製品の普及により、衣料品の適量生産を目指し、大量生産型の産業から脱却し、また、高付加価値の繊維製品開発により、海外製品との差別化による低価格競争を回避し、これを適正な価格で販売することを目指す。もっとも、「適量」の定義や高付加価値な繊維製品の製造推進に向けた取組みについてはさらなる検討が必要である。

以上について、ロードマップとして整理したのが「資源循環ロードマップ」（図2）である。このような状況を踏まえて、現時点における各社の取組みについて整理する。

4. 各企業の取組み等（※廃棄量削減を主として）

株式会社良品生活（無印良品）では、2010年から自社製品の回収をはじめ、回収量は年々増加傾向にある¹⁰⁾。その他、裁断で生じた端材を集め紡績した「再生ウール」商品を販売、回収した製品を洗浄、つなぎ合わせ、染め直ししてリメイクした「ReMUJI」の販売、生産時にできた小さな傷・汚れがあり販売できない服にワッペンを付けた「つくろう服」により、繊維素材、製品の廃棄量を削減する取組みをしている。

株式会社ユニクロでは、2006年から自社製品の回収をはじめ、現在は、開発途上国への衣料支援のみならず、染め直し、洗浄した服を再販売する「UNIQLO古着PROJECT」の実施、「RE.UNIQLOスタジオ」において、低価格での製品のリペア、刺繍やパッチによるリメイクのほか、日本の伝統的な刺繍である刺し子によるリペアも提案している。他、服としてリユースできないものについては細かく裁断し、断熱材や防音材、高カロリー固形燃料（RPF）へ再生する取組みをしている。その他、「衣料の適切な選択」や環境問題に関心を持つきっかけを作る「世界とつながる服の授業」を実施するなどの教育的な取組みもしている。

株式会社三陽商会においても、自社製品を回収し、仕上げ直した上で「三陽商会認定リユース品」として販売している。三陽商会においては、消費者の手に渡る前の段階として、在庫削減、仕入管理をすることにより、廃棄量を削減しようとしている¹¹⁾。その他、環境配慮型素材を使用した製品作りでは、具体的な指標が設けられており（2023年度は、全生産数量における環境配慮型素材使用率30%が目標とされ、19.4%達成）、社内インセンティブ制度を設け、サステナブルな観点ですぐれた商品には社内表彰をするなどして、企業内における目標達成のための取組みをしている。

5. 繊維産業におけるサステナビリティについての考察

5.1 「中間とりまとめ」について

「中間とりまとめ」における政策は、調査、開発、計画に留まり、フランスほどの法的拘束力がある政策には至っていない。また、EUもフランスも「製造」のフェーズにおいて一定の制約をかけているが、日本はどちらかといえば、大量生産、大量消費、から生じる大量廃棄を前提とした政策を構想している。即ち、政策を考える上での出発点が「回収」にはじまり、下流から上流（製造）に向けて、資源循環システムの構築を求めているからである。「上質なものを長く使う」意識の醸成には時間がかかることやファッションにはトレンドがあることからすれば、このような循環システムの構築は評価できる。

問題は、現状では法的拘束力を有していない政策の実効性をどのように確保するかである¹²⁾。

これまでの繊維産業におけるサステナビリティは、各企業の自主的取組みに頼っており、廃棄量は大きくは減少してこなかった。しかし、他方で、一律的な規制がなかったがゆえに、各社の取組み・工夫は、アイデアにあふれ、単に数字上の目標達成を目指すものではなく、服を選ぶ楽しさ、着る楽しみを維持しながらも、消費者にサステナビリティを意識させる現在の多様な取組みにつながっていると考えられる。服にあいた穴を単に縫い合わせるだけでなく、修理を通して、既製品をオリジナル品に変えようとする試みは、既製品を愛着のある「この一着」にするものであり、大量消費脱却の一步となる取組みである。

実際の廃棄量をどこまで削減できるかについては、これから施行される再資源化事業等高度化法による廃棄物処理法の特例によって、どこまで回収率が拡大していくかも影響してくるだろう。また、今後、繊維製品についてのリサイクル市場がどこまで形成されてくるかも重要である。

日本の繊維産業におけるサステナビリティは、自主的取組みにより目的を達成しようとするものであり、「中間とりまとめ」に掲げられた各項目について、長いサプライチェーンの中において、各社が何をすべきかを意識しながら、全体として取り組んでこそ、繊維to繊維等のサステナビリティが実現されることになる。

5.2 実務上の視点

各企業は、自社が繊維産業のサプライチェーンの中でどこに位置づけられるのかを意識した上で、今後の取組みを

検討していく必要がある。例えば、製品の製造を担う企業であれば生地仕入れの段階において、トレーサビリティデータの取得をした上で、「環境配慮設計ガイドライン」に沿った製品開発をしていくことになる。さらには、トレーサビリティデータは、製品と一体的に扱われ、製品が消費者の手を離れた後にもバトンタッチされるような工夫があればなお望ましい。

日本の繊維産業におけるサステナビリティ政策は、現状において、法的拘束力のあるものではないため、実効性が低いきらいはある反面、各企業の自主性や創意を尊重するものともいえ、取組みしだいでは、他社の一歩先を行く企業の魅力を形成するものともなるだろう。

国外の法的規制の動向や、国内の環境省・経済産業省の政策展開は複雑であり、スピードも速い。関連する法改正や新たな法整備もこれに伴う。我々弁護士は、これらの動向を正確に理解した上で、各企業が具体的な取組みを講じようとする際に具体的な提言や法的助言をするなどの「伴走支援」をしていく。

おわりに

かつて、衣服は「仕立てる」ものだった。それが既製品の登場により「買う」ものへ変わり、ファストファッションの登場により「使い捨て」するものへと変わった。「エシカル」、「サステナブル」という言葉の登場に伴い、物それ自体の価値は、その物の成り立ち＝「意味」を持たせるようになりつつある。

2020年に政府の会合において、参加者の一人が「店員に『これは、環境に配慮した商品ですか』と尋ねる事で店員の意識も変わる」と発言したところ、同発言は、テレビで取り上げられ、インターネット上で炎上した。それから4年経った今、環境に配慮した商品は、他社との競争において一歩前を行く、消費者から積極的に選ばれ得る商品になりつつあり、店員自ら説明する時代へ変化したのではないだろうか。

【参考文献】

- 1) 「中間とりまとめ」、「循環資源ロードマップ」及び「情報開示ガイドライン」については、経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/20240625_report.html) に掲載されている（2025年2月4日最終確認。以下、同様）。
- 2) 「ファッション業界気候行動憲章」（日本語訳：<https://www.unic.or.jp/files/3ff45a02e1400544c108bf9643e45663-2.pdf>）参照。
- 3) 国際連合広報センター「国連、ファッションの流行を追うことの環境コストを『見える化』する活動を開始」（https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/32952）参照。
- 4) 日本繊維産業連盟ウェブサイト (<https://www.jtf-net.com/news/>)

19606sustainable%20seminar.htm) 参照。

- 5) 環境省ウェブサイト (https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion) 参照。
- 6) 経済産業省産業構造審議会製造産業分科会繊維産業小委員会「2030年に向けた繊維産業の展望」(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/pdf/20220518_1.pdf) 参照。
- 7) 「中間とりまとめ」20頁参照。
- 8) 日本貿易振興機構「EU循環型経済関連法の最新概要」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e2a3dada17af22e3/20240023_01.pdf) 5頁以下参照。
- 9) 経済産業省「成長志向型の資源自立経済戦略」(<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331010/20230331010.html>)
- 10) 株式会社良品計画ウェブサイト (<https://www.ryohin-keikaku.jp/sustainability/environment/waste>) 参照。
- 11) 株式会社三陽商会ウェブサイト (<https://www.sanyo-shokai.co.jp/sustainability/environment/waste>) 参照。
- 12) 先行研究として、環境管理「衣料品の資源循環へ向けた課題と法的施策」https://www.jcsr.jp/pdf/shinso_40.pdf